

覚 書

有田町と西有田町は、平成17年3月13日に調印した合併協定書の協定項目である合併後の「新町の事務所の位置」について、次のとおり覚書を取り交わすものとする。

- (1) 新庁舎建設に関し具体的な検討を行う建設審議会は、合併後2年以内に設置するものとし、その審議期間は、おおむね3年間とする。
- (2) 新庁舎の位置の検討に当っては、協議会の協定確認内容を踏まえ、十分な議論を行うこととする。
- (3) 新庁舎の事務所の位置を定める条例の附則に、「この条例は、施行後5年を経過した場合において、見直しを行うものとする。」旨の規定をおいた条例案を提案する。

(参考) 合併協定書における「新町の事務所の位置」の協定内容

- (1) 新町の事務所の位置は、西有田町大木乙2202番地（現在の西有田町役場）とする。ただし、新町の中央周辺を基本とした庁舎建設を新町建設計画に組み入れ、合併後建設審議会を発足させ、具体的な検討に入るものとする。
- (2) 新町の組織機構・機能を当分の間、分庁方式とする。

平成18年1月17日

有田町長 篠原 啓一郎



西有田町長 岩永 正太

